

経 済 産 業 省

平成23・03・25中庁第2号
平成23年3月25日

各府省等中小企業官公需担当官 殿

中小企業庁長官

東北地方太平洋沖地震の影響を受けた中小企業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり「東北地方太平洋沖地震」は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。

政府においては、3月12日の閣議において激甚災害の指定を行い、被害を受けた中小企業者等を対象とした災害復旧貸付等の支援措置を講じているところですが、今回の災害は被災地域の中小企業者のみならず、被災地域の企業と取引のある中小企業者等、多くの中小企業者の事業活動に影響を与えているところであり、これら金融措置にとどまらず幅広い中小企業支援策が求められております。

つきましては、貴（府省等）の官公需の発注にあたっては、下記の事項を始め、今回の災害の影響を受けた中小企業者に対する一層の受注機会の増大について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、上記の内容に関して、所管各部局（地方支分部局を含む。（衆議院、参議院及び会計検査院を除く。））及び独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院を除く。）の契約担当窓口に至るまで、周知徹底していただくよう、お願いいたします。

記

- 被災地域の地方支分部局等の官公需相談窓口の充実等により、今回の災害の影響を受けた中小企業者の官公需に関する相談にきめ細やかに対応する。また、官公需の発注にあたっては、被災地域の中小企業者向けの発注情報を積極的に提供すること。
- 今回の災害の影響により、平成22年度内の履行が困難となった中小企業者との契約については、繰越等の措置を必要に応じて講じること。

経 済 産 業 省

平成23・03・25中庁第2号
平成23年3月25日

各都道府県知事 殿

中小企業庁長官

東北地方太平洋沖地震の影響を受けた中小企業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり「東北地方太平洋沖地震」は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。

政府においては、3月12日の閣議において激甚災害の指定を行い、被害を受けた中小企業者等を対象とした災害復旧貸付等の支援措置を講じているところですが、今回の災害は被災地域の中小企業者のみならず、被災地域の企業と取引のある中小企業者等、多くの中小企業者の事業活動に影響を与えているところであり、これら金融措置にとどまらず幅広い中小企業支援策が求められております。

つきましては、貴（都道府県）の官公需の発注にあたっては、下記の事項を始め、今回の災害の影響を受けた中小企業者に対する一層の受注機会の増大について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、貴（都道府県）下の人口10万人以上の市及び特別区（東京都のみ）宛には、当職より別途通知しておりますが、加えて、貴職から各市（区）町村に対し、上記の趣旨を周知いただきますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 契約担当窓口の充実等により、中小企業者の官公需に関する相談にきめ細やかに対応するとともに、官公需の発注にあたっては、発注情報を積極的に提供し、今回の災害の影響を受けた中小企業者等の受注機会の増大を図るよう努めること。
2. 国においては、今回の災害の影響により、平成22年度内の履行が困難となった契約について、繰越事務手続の簡素化等の弾力的措置を講じているところであるが、貴（都道府県）においても、中小企業者との同様の契約案件については、国の取扱いを参考とすること。

経 済 産 業 省

平成23・03・25中庁第2号
平成23年3月25日

人口10万人以上の市の長及び
特別区の長 殿

中小企業庁長官

東北地方太平洋沖地震の影響を受けた中小企業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり「東北地方太平洋沖地震」は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。

政府においては、3月12日の閣議において激甚災害の指定を行い、被害を受けた中小企業者等を対象とした災害復旧貸付等の支援措置を講じているところですが、今回の災害は被災地域の中小企業者のみならず、被災地域の企業と取引のある中小企業者等、多くの中小企業者の事業活動に影響を与えているところであり、これら金融措置にとどまらず幅広い中小企業支援策が求められております。

つきましては、貴（市・区）の官公需の発注にあたっては、下記の事項を始め、今回の災害の影響を受けた中小企業者に対する一層の受注機会の増大について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 契約担当窓口の充実等により、中小企業者の官公需に関する相談にきめ細やかに対応するとともに、官公需の発注にあたっては、発注情報を積極的に提供し、今回の災害の影響を受けた中小企業者等の受注機会の増大を図るよう努めること。
2. 国においては、今回の災害の影響により、平成22年度内の履行が困難となった契約について、繰越事務手続の簡素化等の弾力的措置を講じているところであるが、貴（市・区）においても、中小企業者との同様の契約案件については、国の取扱いを参考とすること。